

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月9日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第3号

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年寒川町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3号様式、第3号様式の2及び第8号様式中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（残存用紙の使用）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。